

## 7 課題抽出及び基盤の強化の目標及び基盤の強化に向けた実現方策

### 7.1 県全域共通の課題、目標及び実現方策について

県全域共通の課題、目標及び実現方策については、茨城県水道ビジョンと整合を図ることとします。なお、茨城県水道ビジョンにおいては、「茨城県水道の理想像」を設定し、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、それぞれの項目について課題を整理し、目標及び実現方策を示しています。

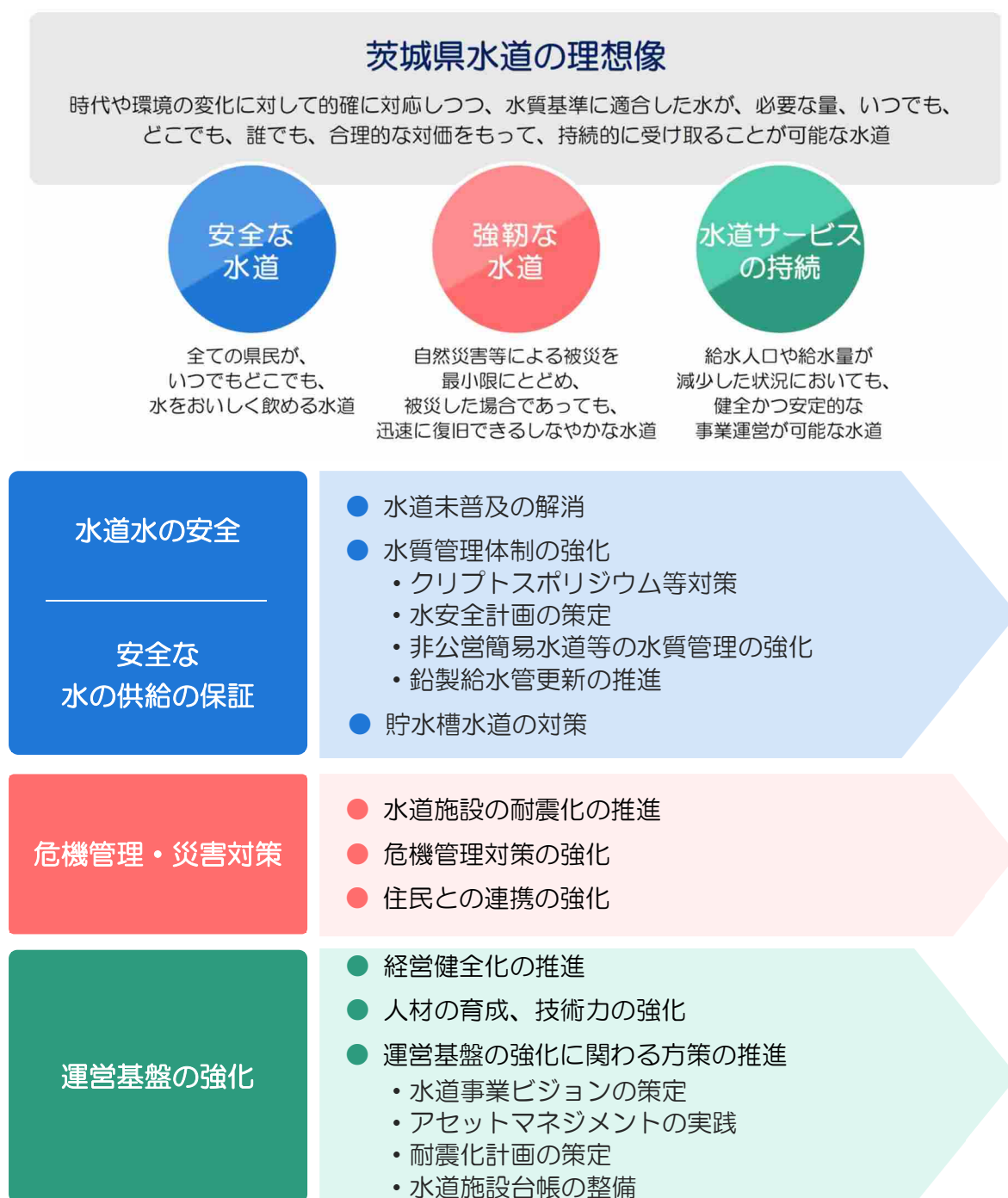


図 7-1 茨城県水道の理想像、取組みの基本方針・基本目標

基本目標		水道未普及の解消		
現況・課題		全国平均以下の水道普及率	全国：98.0% 【平成30年度】	県：94.7% 【平成30年度】
現況の評価 取組みの方向性		⇒衛生的な水の確保の観点から水道普及率の向上が必要 ⇒施設整備にあたっては、国の交付金制度を活用することが必要 ⇒水道加入に係る費用への助成制度が必要 ⇒住民に対する水道の普及啓発・広報が必要		
目標設定		水道普及率100%【R32年度】【定量指標】		
関連項目		【茨城県総合計画】 【飲用井戸等衛生対策要領】（厚生省生活衛生局長通知S62.1.29） 【飲用井戸等の安全確保のための指針】（県）		
関係者の取組み	県・県企業局	○生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）に係る調整 ○水道普及促進支援事業の創設【令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで（5年間）の時限措置】 ○水道普及啓発・広報の実施 ○飲用井戸の水質検査の実施 ○使用料金減免制度の実施【県南西、鹿行、県中央】		
	市町村 ・ 水道事業者	○水道普及啓発・広報の実施【全圏域共通（特に県南西、鹿行）】 ○飲用井戸の水質検査の実施【全圏域共通】 ○水道整備の促進【全圏域共通（特に県南西、鹿行）】 ○水道加入に係る費用助成制度の実施【全圏域共通（特に県南西、鹿行）】		
実現にあたっての課題など		○水道整備に要する費用負担増加に対して、水道事業の経営改善が必要 → ICT活用による省力化、広域連携による合理化も検討 ○水道によらない「新たな水供給の手法」も検討		

図 7-2 水道未普及の解消

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標	水質管理体制の強化		
現況・課題	クリプトスポリジウム等対策 未実施浄水施設の存在	全国：29% 【平成30年度】	県：19% 【平成30年度】
現況の評価 取組みの方向性	⇒衛生的な水の確保の観点から、未対応施設の解消が必要 ⇒対応済施設にあっても、日々の水質管理の充実が必要 ⇒クリプトスポリジウム等が検出された際の連絡体制の充実が必要		
目標設定	クリプトスポリジウム等対策指針に沿った対応の推進【定性指標】		
関連項目	【施設基準：水道法5条】 - 【水道施設の技術的基準を定める省令】 【クリプトスポリジウム等対策指針】		
関係者の取組み	県・県企業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリプトスポリジウム等検出時の連絡体制の適正運用</li> <li>○必要に応じたクリプトスポリジウム検査</li> <li>○県内全域の状況把握及び指導・監督</li> <li>○県水送水による未対応浄水施設解消の検討【県南】</li> <li>○ろ過池濁度管理の徹底</li> <li>○水質検査計画に基づく、原水指標菌の検査実施</li> </ul>	
	市町村 ・ 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリプトスポリジウム等対策に係る施設整備の推進【県北、県南】</li> <li>○県水受水による未対応浄水施設解消の検討【県南】</li> <li>○ろ過池濁度管理の徹底【全圏域共通】</li> <li>○クリプトスポリジウム等検出時の連絡体制の適正運用【全圏域共通】</li> <li>○水質検査計画に基づき、原水指標菌の検査実施【全圏域共通】</li> </ul>	
実現にあたっての課題など	○施設整備等に要する費用負担増加に対して、水道事業の経営改善が必要 → ICT活用による省力化、広域連携による合理化も検討		

図7-3 水質管理の強化（クリプトスポリジウム等対策）

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標	水質管理体制の強化		
現況・課題	水安全計画未策定事業者の存在	全国：25.5% 【平成30年度】	県：20.9% 【令和2年度】
現況の評価 取組みの方向性	⇒未策定の事業者にとっては、水安全計画の策定が必要 ⇒既存の水安全計画を定期的に確認し、必要に応じて改善を行うことが必要		
目標設定	水安全計画策定率 100%【R12年度】【定量指標】		
関連項目	【水安全計画策定ガイドライン】 【水安全計画作成支援ツール簡易版】		
関係者の 取組み	県・県企業局	○水安全計画に関する情報提供 ○既存の水安全計画を定期的に確認し、必要に応じて改善を行う。	
	市町村 ・ 水道事業者	○水安全計画策定ガイドライン及び水安全計画作成支援ツール簡易版を活用し、 水安全計画の策定を推進する【全圏域共通】 ※ 水安全計画策定にあたっては、複数事業者と連携しての作成が有効 ○水安全計画を定期的に確認し、必要に応じて改善を行う【全圏域共通】	
実現にあたっての 課題など	○広域連携先の確保		

図7-4 水質管理の強化（水安全計画の策定）

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標		水質管理体制の強化		
現況・課題		非公営簡易水道及び小規模水道の水質基準適合率が低い	非公営簡易水道 69.1% 【平成30年度】	小規模水道 80.8% 【平成30年度】
現況の評価 取組みの方向性		⇒衛生的な水の確保の観点から、水質管理の強化を図ることが必要 ⇒非公営簡易水道及び小規模水道は、組合等による運営であり、事業規模が小規模で、適切な衛生管理が出来ていない状況にあると推察されることから、上水道への統合（給水形態の見直し）の検討が必要		
目標設定		非公営簡易水道については、上水道への統合を推進【定性指標】 小規模水道については、出来る限り、上水道への統合を推進【定性指標】		
関連項目		【水質基準：水道法4条】（非公営簡易水道） 【茨城県安全な飲料水の確保に関する条例など】		
関係者の取組み	県・県企業局	○衛生管理に係る情報を発信し、指導を強化 ○上水道への統合を助言		
	市町村 ・ 水道事業者	○衛生管理に係る情報を発信し、指導を強化【全圏域共通】 ○上水道への統合を助言【全圏域共通】 ※ 市町村区域内の広域連携の推進は市町村の責務 ○上水道施設（管路）整備【全圏域共通】		
実現にあたっての課題など		○施設整備等に要する費用負担増加に対して、水道事業の経営改善が必要 → ICT活用による省力化、広域連携による合理化も検討 ○情報発信のあり方について、ICT（SNS等）の活用を検討		

図 7-5 水質管理の強化（非公営簡易水道事業等の水質管理の強化）

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標		水質管理体制の強化		
現況・課題		全国平均以上の 鉛製給水管残存率	国：4.5% 【平成30年度】	県：4.9% 【平成30年度】
現況の評価 取組みの方向性		⇒衛生的な水の確保の観点から、着実に鉛製給水管を更新することが必要 ⇒給水装置所有者（住民）に対する情報提供・広報活動を行うことが必要		
目標設定		鉛製給水管の交換を着実に実施【定性指標】		
関連項目		【鉛製給水管の適切な対策について】 (H19.12.21 厚生労働省水道課長通知)		
関係者の 取組み	県・県企業局	-		
	市町村 ・ 水道事業者	○鉛製給水管の交換を実施【県北】【県中央】【県南】 ○住民に対する情報提供・広報活動【県北】【県中央】【県南】 ○水質管理体制の強化を行い、水質基準の確保に努める。【県北】【県中央】【県南】		
実現にあたっての 課題など		○施設整備等に要する費用負担増加に対して、水道事業の経営改善が必要 → ICT 活用による省力化、広域連携による合理化も検討 ○情報発信のあり方について、ICT（SNS等）の活用を検討		

図 7-6 水質管理の強化（鉛給水管の更新）

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標	貯水槽水道対策の強化		
現況・課題	未受検率が高い 受検施設にあっても指摘率が高い	未受検率 23.5% 【平成 30 年度】	指摘率 12.3% 【平成 30 年度】
現況の評価 取組みの方向性	⇒衛生的な水の確保の観点から、受検率及び適合率の向上が必要 ⇒設置者への指導監督を行うために、市町村の関係部局との連携・情報共有が必要 ⇒設置者に対する情報提供・広報活動を行うことが必要		
目標設定	受検率の向上を図る【定性】 指摘率の低減を図る【定性】		
関連項目	【貯水槽水道に関する管理運営マニュアル】 【貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みの推進について】 (H22.3.25 厚生労働省水道課長通知)		
関係者の 取組み	県・県企業局	○設置者への指導監督を行うために市町村の関係部局との連携、情報共有の強化を推進【県、市町村、水道事業者】 ○設置者への情報発信の強化を推進	
	市町村 ・ 水道事業者	○設置者への指導監督を行うために市町村の関係部局との連携、情報共有の強化を推進【全圏域共通】 ○設置者への情報発信の強化を推進【全圏域共通】	
実現にあたっての課題など	○情報発信のあり方について、ICT（SNS 等）の活用を検討		

図 7-7 貯水槽水道対策の強化

出典：茨城県水道ビジョン（令和 4 年 2 月）

基本目標		水道施設の耐震化の推進		
現況・課題	区分	【平成 30 年度】		
	浄水施設：全国平均よりも低い耐震化率	国：30.6%	県：16.5%	
	配水施設：全国平均よりも低い耐震化率	国：56.9%	県：40.0%	
	基幹管路：国の目標値よりも低い耐震適合率	国：40.3%	県：42.3%	
現況の評価 取組みの方向性	⇒地震時にも、給水の持続性を確保するために、水道施設の耐震化が必要 ⇒耐震性のない小規模な浄水場については、耐震化（単純更新）に拘ることなく、統廃合による廃止（配水池化）を検討することが必要 ⇒統廃合の検討については、市町村域を超えた広域連携や県企業局との連携についても検討が必要（支出抑制の手法として、水道施設の最適化を図る必要がある。） ⇒廃止できない浄水場についても、ダウンサイジングの検討が必要 ⇒有利な財源である国の交付金を活用することが必要			
目標設定	浄水場耐震化率 41%【令和 12 年度】 配水池耐震化率 70%【令和 12 年度】 基幹管路耐震適合率 60%【令和 12 年度】			
関連項目	【施設基準：水道法 5 条】 - 【水道施設の技術的基準を定める省令】 【水道施設の耐震化の計画的実施について】（H20.4.8 厚生労働省水道課長通知） 【防災・減災国土強靱化のための 5 か年加速化対策】による国の目標 浄水場耐震化率 41%、配水池耐震化率 70%（令和 7 年度） 【国土強靱化年次計画 2021】による国の目標値 基幹管路耐震適合率 60%（令和 10 年度）			
関係者の取組み	県・県企業局	○生活基盤施設耐震化等交付金（基幹構造物の耐震化、水道管路緊急改善事業、配水池、広域化など）の調整 ○市町村域を超えた広域連携の調整（水道法第 2 条の 2 の責務） ⇒水道広域化推進プランの作成（令和 4 年度まで） ⇒水道基盤強化計画の策定 ○浄水場の統廃合、ダウンサイジングを検討したうえで、耐震化の推進 ○市町村浄水場統廃合との連携		
	市町村 水道事業者	○市町村の区域内における連携の調整（水道法第 2 条の 2 の責務） （上水道と非公営簡易水道の統合等） ○浄水場の統廃合（配水池化）、ダウンサイジングを検討したうえで、水道施設全般の耐震化を促進【全圏域共通】 ※ 浄水場統廃合にあたっては、広域連携の検討が必要 ○給水持続性向上のため、配水池容量についての検討が必要【全圏域共通】 ○基幹管路のみならず、重要給水施設配水管ルート（特に石綿セメント管の解消）【全圏域共通】		
実現にあたっての課題など	○水道整備に要する費用負担増加に対して、水道事業の経営改善が必要 → ICT 活用による省力化、広域連携による合理化も検討			

図 7-8 水道施設の耐震化の推進

出典：茨城県水道ビジョン（令和 4 年 2 月）



基本目標	危機管理対策の強化	
現況・課題	各種危機管理マニュアルの策定率が低い 被災水道事業者が有している情報や支援ニーズの把握が困難	
現況の評価 取組みの方向性	⇒各種危機管理マニュアルの策定・充実が必要 ⇒災害初動期において、被災事業者と県、国との連携強化が必要	
目標設定	危機管理マニュアル【共通部】の策定率 100%【R12 年度】【定量指標】 リエゾン派遣（災害対策現地情報連絡員）制度の整備【定性指標】	
関連項目	【県災害対策マニュアル】 【危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】他】 【テロ対策マニュアル策定指針】 【新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針】 【国土強靱化年次計画 2021】による国の目標値 危機管理マニュアル策定率 100%（令和 5 年度）	
関係者の 取組み	県・県企業局	○危機管理マニュアルに関する情報提供 ○県災害対策マニュアルの運用、改善 ○リエゾン派遣制度に係る制度設計 ○各種マニュアル策定指針を活用し、策定を推進する。 ○危機管理マニュアルを定期的に確認し、必要に応じて改善を行う。
	市町村 ・ 水道事業者	○リエゾン派遣制度に係る調整 ○各種マニュアル策定指針を活用し、策定を推進する。【全圏域共通】 ※ 危機管理マニュアル策定にあたっては、複数事業者と連携しての作成が有効 ○危機管理マニュアルを定期的に確認し、必要に応じて改善を行う。【全圏域共通】 ○業務継続計画（BCP）についても、策定を推進する。【全圏域共通】
実現にあたっての 課題など	○広域連携先の確保	

図 7-9 危機管理対策の強化

出典：茨城県水道ビジョン（令和 4 年 2 月）

基本目標	住民との連携の強化	
現況・課題	住民に対する情報発信が不十分	
現況の評価 取組みの方向性	⇒通常時においても、住民に対して、適切な情報発信が必要 ⇒災害発生時には、住民に対して、さらに適切な情報発信が必要	
目標設定	住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】	
関連項目	水道法第 24 条の 2 水道法施行規則第 17 条の 5	
関係者の 取組み	県・県企業局	○多様な情報ツールを活用して、積極的な情報発信を推進
	市町村 ・ 水道事業者	○多様な情報ツールを活用して、積極的な情報発信を推進【全圏域共通】
実現にあたっての 課題など	○情報セキュリティの強化	

図 7-10 住民との連携の強化

出典：茨城県水道ビジョン（令和 4 年 2 月）

基本目標	経営健全化の推進	
現況・課題	経営の健全化と適正な料金設定が必要 (料金回収率 100%未達事業者が存在)	
現況の評価 取組みの方向性	⇒水道事業者は業務全般の効率化を図り、経営の健全化を推進が必要 (経営状況等の評価には、料金回収率、経常収支比率及び有収率など業務指標 (PI) を用いることが有効) ⇒経営の安全性、安定性の観点から、原価に将来の更新に必要な費用等(資産維持 費)を盛り込んだ料金設定をするとともに、収支の見通しを作成・公表し、水道 利用者の理解を得る取組みが必要(水道法第 22 条の 4)	
目標設定	資産維持費を適正に計上した料金設定を推進【定性指標】 収支の見通しの作成・公表の推進【定性指標】 住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】(再掲)	
関連項目	【水道法第 22 条の 4】 【水道法施行規則第 17 条の 4】 【水道事業ガイドライン(業務指標)】 【地下水利用専用水道に係る水道料金の考え方と料金案事例集】	
関係者の 取組み	県・県企業局	○必要な資産維持費の計上、収支の見通し作成に関して、情報提供・助言を実施 ○地下水を水源とする専用水道から上水道への転換に係る先進事例の情報提供を 実施 ○各種施策を通じて、事業の経営健全化を推進 ・経営状況の評価にあたっては、業務指標の活用が有効 ・ICT 活用は業務全般の効率化(省力化)の有効な手段
	市町村 ・ 水道事業者	○各種施策を通じて、事業の経営健全化を推進【全圏域共通】 ・経営状況の評価にあたっては、業務指標の活用が有効 ・ICT 活用は業務全般の効率化(省力化)の有効な手段 ○必要な資産維持費を計上した料金設定を行い、水道事業の経営方針(料金改定、 更新計画、広域連携等)を踏まえた収支の見通しを公表
実現にあたっての 課題など	○料金設定にあたっては、住民、議会等へ十分な説明を行い、理解を得ることが重要 ・水道普及率向上については、図 7-2 水道未普及の解消を参照 ・生活基盤施設耐震化等交付金の活用及び、市町村域を超えた広域連携の検討につ いては、図 7-8 水道施設の耐震化の推進を参照	

図 7-11 経営健全化の推進

出典：茨城県水道ビジョン(令和 4 年 2 月)

基本目標	人材の育成、技術力の強化の取組み	
現況・課題	職員が不足傾向であり、技術力の確保が懸念される。	
現況の評価 取組みの方向性	⇒人員増が見込めない中にある場合は、水道事業者等は業務全般に対してICTを活用した省力化が必要（水道施設台帳の電子化やスマートメーターの導入等が考えられます。） ⇒水道に携わる職員の技術力を向上させるため、（公社）日本水道協会をはじめとした各種団体が開催する研修等へ参加することが必要 ⇒職員による技術者確保が困難な場合は、水道法第24条の3に基づく第三者委託を行うなど、官民連携の推進の検討も必要 ⇒広域連携により技術人材の有効活用が可能	
目標設定	ICTを活用した業務全般の省力化の推進 技術力向上に資する研修への参加を推進 第三者委託をはじめとした官民連携の推進	
関連項目	【水道法第24条の3】 【第三者委託実施の手引き】	
関係者の取組み	県・県企業局	○水道事業者に対して官民連携に係る情報提供を行う。 ○職員の技術力向上のため、研修等への積極的な参加を推進
	市町村 ・ 水道事業者	○職員の技術力向上のため、研修等への積極的な参加を推進【全圏域共通】 ○職員による技術者確保が困難な場合は、第三者委託をはじめとした官民連携の推進を検討【全圏域共通】
実現にあたっての課題など	・市町村域を超えた広域連携の検討については、図7-8 水道施設の耐震化の推進を参照	

図7-12 人材の育成、技術力の強化の取組み

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

基本目標	運営基盤の強化に関わる方策の推進	
現況・課題	<p>アセットマネジメント未実施事業者の存在  耐震化計画（施設、管路）未策定事業者の存在  水道事業ビジョン未策定事業者の存在  水道施設台帳未整備事業者の存在</p>	
現況の評価 取組みの方向性	<p>⇒アセットマネジメントの実施が必要  ⇒耐震化計画（施設、管路）の策定が必要  ⇒水道事業ビジョンの策定が必要  ⇒水道施設台帳の整備が必要  ⇒水道施設台帳の電子化が必要</p>	
目標設定	<p>アセットマネジメント（標準型 3C 以上）の実施率 100%【令和 12 年度】  耐震化計画（施設、管路）の策定率 100%【令和 12 年度】  水道事業ビジョンの策定率 100%【令和 12 年度】  水道施設台帳の整備率 100%【令和 4 年 9 月 30 日】  水道施設台帳（管路）の電子化率 100%【令和 7 年度】</p>	
関連項目	<p>◆アセットマネジメント◆  【水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（H21.7）】  【アセットマネジメント「簡易支援ツール」】</p> <p>◆耐震化計画（施設、管路）◆  【基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について（H19.8.23 厚生労働省水道課事務連絡）】  【水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について（H20.4.8 厚生労働省水道課長通知）】  【水道施設の耐震化の計画的実施について（H20.4.8 厚生労働省水道課長通知）】  【水道の耐震化計画等策定指針（H27.6）】  【重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（H29.5）】</p> <p>◆水道事業ビジョン◆  【水道事業ビジョンの作成について（H26.3.19 厚生労働省水道課長通知）】  【「水道事業ビジョン」作成の手引き】  【広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて（H26.3.19 厚生労働省水道課長通知）】  【「都道府県水道ビジョン」作成の手引き】</p> <p>◆水道施設台帳◆  【簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン】  【国土強靱化年次計画 2021】による国の目標値】  水道施設（管路のみ）平面図のデジタル化率 100%（令和 7 年度）</p>	
関係者の取組み	県・県企業局	<p>○アセットマネジメント策定に係る情報提供  ○耐震化計画策定に係る情報提供  ○水道事業ビジョン策定に係る情報提供  ○生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設台帳電子化促進事業）に係る調整  ○アセットマネジメント（標準型 3C 以上）の実施及び定期的な見直し  ○耐震化計画（施設、管路）の策定及び定期的な見直し  ○水道事業ビジョンの策定及び定期的な見直し  ○水道施設台帳の整備及び電子化を推進</p>
	市町村 水道事業者	<p>○アセットマネジメント（標準型 3C 以上）の実施を推進【全圏域共通】  ○耐震化計画（施設、管路）の策定を推進【全圏域共通】  ○水道事業ビジョンの策定を推進【全圏域共通】  ○水道施設台帳の整備及び電子化を推進【全圏域共通】</p>
実現にあたっての課題など	○水道施設台帳の電子化にあたっては、複数事業の共同作成も有効である。	

図 7-13 運営基盤の強化に関わる方策の推進

出典：茨城県水道ビジョン（令和 4 年 2 月）

基本方針	基本目標	目標設定	令和3年	中間 令和7年	目標 令和12年	以降継続	
安全	水道未普及の解消	水道普及率 94.7%【H30年度】⇒100%【R32年度】					
	水質管理体制の強化	クリプトスポリジウム等対策	クリプトスポリジウム等対策指針に沿った対応の推進【定性指標】				
		水安全計画の策定	水安全計画の策定率 20.9%【R2年度】⇒100%【R12年度】				
		非公営簡易水道等の水質管理の強化	非公営簡易水道については、上水道への統合を推進【定性指標】				
			小規模水道については、出来る限り、上水道への統合を推進【定性指標】				
		鉛製給水管更新の推進	鉛製給水管の更新を着実に実施【定性指標】				
貯水槽水道の対策	受検率の向上及び指摘率の低減を図る。【定性指標】						
強靱	水道施設の耐震化の推進	浄水場耐震化率 16.5%【H30年度】⇒41%【R12年度】					
		配水池耐震化率 40.0%【H30年度】⇒70%【R12年度】					
		基幹管路耐震適合率 42.3%【H30年度】⇒60%【R12年度】					
	危機管理対策の強化	危機管理マニュアル【共通部（地震）】の策定率 58.1%【H30年度】⇒100%【R12年度】					
		リエゾン派遣制度の整備【定性指標】					
住民との連携の強化	住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】						
持続	経営健全化の推進	資産維持費を適正に計上した料金設定の推進【定性指標】					
		収支の見通しの作成・公表の推進【定性指標】					
		住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】（再掲）					
	人材の育成、技術力の強化	ICTを活用した業務全般の省力化の推進【定性指標】					
		技術力向上に資する研修への参加を推進【定性指標】					
		第三者委託をはじめとした官民連携の推進【定性指標】					
	運営基盤の強化に関わる	水道事業ビジョンの策定	水道事業ビジョン策定率 76.8%【R2年度】⇒100%【R12年度】				
		アセットマネジメントの実践	アセットマネジメント（標準型3C以上）の実施率 51.1%【R2年度】⇒100%【R12年度】				
		耐震化計画の策定	耐震化計画（施設）策定率 41.9%【R2年度】⇒100%【R12年度】				
			耐震化計画（管路）策定率 55.8%【R2年度】⇒100%【R12年度】				
水道施設台帳の整備	水道施設台帳整備率 41.9%【R2年度】⇒100%【R4年度】						
	水道施設台帳（管路）電子化率 100%【R7年度】						

図 7-14 取組みのスケジュール

出典：茨城県水道ビジョン（令和4年2月）

## 7. 2 県南西地域特有の課題、目標及び実現方策について

県南西地域特有の課題、目標及び実現方策を以下に示します。

### 7. 2. 1 県南地域の現況、課題、目標及び対応について

表 7-1 現況、課題、目標及び対応（県南）

現況		
地域全体としては、水需給に余裕がある状況である。 なお、本地域は全域が地下水採取規制区域である。		
課題	目標	対応
①水道用水供給事業の施設稼働率が低下しており、高コスト体質となっている。	施設稼働率の向上	県西地域へ水融通を行うことにより、施設稼働率を向上させる。
②契約水量と実給水量とに乖離を生じている水道事業者については、受水費が経営上の負担となっている。	乖離の段階的な解消	県西地域へ水融通を行うことにより、乖離の解消を行う。
③水道普及率の向上が必要であるが、整備費用が負担となっている。	水道普及率の向上	生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）の活用を継続し、水道普及率の向上を図る。

### 7. 2. 2 県西地域の現況、課題、目標及び対応について

表 7-2 現況、課題、目標及び対応（県西）

現況		
地域全体としては、水需給がひっ迫している状況である。 なお、本地域は全域が地下水採取規制区域である。		
課題	目標	対応
①多くの市町村において地下水浄水場の更新時期を迎えており、地下水の代替水が確保できない場合は、浄水場の更新に多額の費用が必要となってしまう。	地下水代替水の確保（県水の確保）及び地下水浄水場更新費用の縮減（浄水場の配水池化）	県南地域から水融通を受けることにより、県水を確保する。 これにより、浄水場の配水池化を可能とし、地下水浄水場更新費用の縮減を図る。 ※県西地域に県水の浄水場を新設するよりも、水融通した方が安価である。
②現在の県水受水地点と受水量にアンバランスを生じており、受水地点の廃止（振替）や新規受水地点の追加が必要となっている。	県水受水地点及び受水量の適正化	県南地域からの水融通を契機として、県水受水地点及び受水量の適正化を図ることにより、水道施設の統廃合を推進する。

※ 県水とは、県営の水道用水供給事業から水道事業に供給される水道水をいう。

### 7. 2. 3 目標の実現方策について

表 7-3 目標の実現方策（県南西）

対応	対応にあたっての課題	実現方策
<p>①県南西地域の諸課題については、県南地域から県西地域へ水融通を行うことにより解消できる。</p>	<p>水道用水供給事業の供給対象市町村は、水道法に基づき、事業毎に定められているため、供給対象市町村外への融通はできない。</p> <p>（県南広域水道用水供給事業から県西広域水道用水事業への水融通はできない。）</p>	<p>県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を事業統合することにより、法的課題を整理し、水融通を可能とする。</p>
	<p>県南地域の余裕水量と県西地域の不足水量とに過不足があるため、双方の要望を完全に満たすことはできない。</p>	<p>県が関係者間の調整を行う。</p>
<p>②生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）の活用を継続する。</p>	<p>補助採択要件を満たす必要がある。</p> <p>（水道法第5条の3に基づく水道基盤強化計画の策定（本計画）が必要）</p>	<p>水道基盤強化計画を策定し、水道法第5条の3第2項第7号に掲げる事項として位置付ける。</p>